向日市土地・家屋等縦覧帳簿取扱等事務要領

趣旨

土地または家屋に対して課する固定資産税の納税者が、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る土地または家屋について土地課税台帳等または家屋課税台帳等に登録された価格と向日市内の他の土地または家屋の価格とを比較できるよう、土地価格等縦覧帳簿を土地に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に、家屋価格等縦覧帳簿を家屋に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供することとする。

縦覧期間

4月1日から当該年度の最初の納期限の日（土・日・祝日を除く）

縦覧場所

向日市環境経済部税務課

縦覧対象者

向日市内に所在する土地または家屋の固定資産税納税者、相続人、納税管理人または代理人

留意事項

1　縦覧帳簿にある土地および家屋のうち納税者、相続人、納税管理人または代理人が所有されていない土地および家屋の評価内容については、地方税法第２２条（守秘義務）等により、本市では対応しないこととする。

2　縦覧帳簿の写し等の交付は、縦覧帳簿は他人の資産に関する情報であり、納税者が自身の土地や家屋の価格と、ほかの土地や家屋の価格とを比較できるようにするため、縦覧期間中に限り開示されるものであること等を考慮し、本市では対応しないこととする。また、カメラ等による撮影についても許可しないこととする。

3　所有者の開示請求については、法務局備え付けの不動産登記簿を取得していただくよう案内し、本市では開示しないこととする。